

令和6年度第2回武蔵村山市市民協働推進会議

次 第

日 時：令和6年11月12日（火）午後7時から
場 所：中部地区会館（市役所4階）402学習室A・B

	内 容
委 嘱 等	1 委嘱書の交付 2 市長挨拶 3 委員・事務局紹介
開 会	
報 告 事 項	協働事業提案制度及び市民協働推進会議の所掌事項等について
議 題 1	座長及び副座長の選任について
議 題 2	会議の公開に関する運営要領の制定について
議 題 3	武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領について
議 題 4	令和7年度実施事業の審査について (1) プレゼンテーション及び質疑応答 (2) 採択事業の選考
議 題 5	その他 (1) 次回の会議日程について (2) その他
閉 会	

資 料

- 1 令和6年度第2回武蔵村山市市民協働推進会議次第
- 2 資料1 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱
- 3 資料2 武蔵村山市市民協働推進会議要綱
- 4 資料3 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿
- 5 資料4 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針
- 6 資料5 武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関する運営要領（案）
- 7 資料6 令和6年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（案）
- 8 協働事業提案制度提案書類一式（一般社団法人Walk）
- 9 採点表（案）

(1) 武蔵村山市協働事業提案制度について（資料 1 参照）

ア 武蔵村山市協働事業提案制度とは

「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市政への市民参加の促進と市民活動団体の育成を図るとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする制度

イ 協働事業の種類

① 団体育成型事業（実施要綱第 2 条第 3 項）

市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性を有する事業であって、当該事業の目的を市と共有し共に達成するために、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るもの。

実施期間：3 年間

補助金の上限額：3 年間で 1 8 0 万円（年度毎の上限額 8 0 万円）

② 市政参加型事業（実施要綱第 2 条第 4 項）

市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性を有する事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するもの。

実施期間：1 年間（再度採択された場合は、合計で 2 年間）

補助金の上限額：2 0 万円

ウ 協働事業提案制度の流れ

令和 7 年度実施事業スケジュール【団体育成型事業】（予定）

令和 6 年 7 月：提案募集

～ 8 月：提案書提出

1 1 月：事業審査

令和 7 年 1 月：採択候補事業の決定通知

3 月：採択の決定通知、基本協定及び年度協定の締結

4 月～：事業実施

令和 8 年 2 月：事業報告会（実施事業仮評価）・翌年度事業プレゼンテーション

4 月：事業実施結果報告書提出（事業評価）・事業評価結果通知

(2) 武蔵村山市市民協働推進会議について

ア 市民協働推進会議の組織について（資料 2・3 参照）

イ 市民協働推進会議の所掌事項について（資料 1 参照）

① 提案事業の審査（実施要綱第 3 条第 1 項、第 10 条）

② 提案事業の評価（実施要綱第 3 条第 1 項、第 19 条第 2 項・第 4 項）

③ 市民協働の推進に関し必要な事項の協議・報告（実施要綱第 3 条第 2 項）

議題 1 座長及び副座長の選任について

武蔵村山市市民協働推進会議の座長及び副座長の選任について協議する。

武蔵村山市市民協働推進会議要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令（乙）第 120 号）第 3 条第 1 項の規定により、座長及び副座長を委員の互選により選任する。（資料 2 参照）

(1) 座長の選任

座長 _____ 委員 _____

(2) 副座長の選任

副座長 _____ 委員 _____

議題 2 会議の公開に関する運営要領の制定について

武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関する運営要領（案）について協議する。（資料 4・5 参照）

議題 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領について

令和 6 年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（案）の内容について協議する。（資料 6 参照）

審査方法について

令和 6 年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領の「審査方法」に基づき審査する。

例：事務局（案）に基づいた場合の採択基準

【1 人合計持ち点 45 点満点×10 人×6 割】

5 点満点×9 審査項目×推進会議委員 10 人×6 割＝270 点

原則として、270 点以上得た事業を採択すべき協働事業とすることができる。

※ 委員の欠席が生じた場合は、出席人数を乗じて得た点数の 6 割とする。

議題 4 令和 7 年度実施事業の審査について

提案事業審査要領に基づきプレゼンテーション審査を行い、採択すべき事業を選考する。

(1) プレゼンテーション及び質疑応答（協働事業提案制度提案書類一式参照）

時間	内容	プレゼンテーション実施団体
19：50-19：55	提案団体入室及び準備	
19：55-20：30	令和 7 年度実施事業プレゼンテーション及び質疑応答 (プレゼンテーション 15 分＋質疑応答 20 分)	【団体名】 一般社団法人 W a l k 【事業名】 みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう 【担当課】 子ども育成課 児童館
20：30-20：35	提案団体退室及び休憩	

(2) 採択事業の選考

プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえて、採択すべき事業を選考する。

議題 5 その他

(1) 次回の会議日程について

【今後の予定】

令和 7 年

1 月：武蔵村山市協働事業提案制度令和 7 年度実施事業審査報告書の確認依頼（書面）

2～3 月：令和 6 年度第 3 回武蔵村山市市民協働推進会議

・武蔵村山市協働事業提案制度令和 8 年度実施事業募集要項について

(2) その他